



たばたあずみ

Tel・Fax 550-6674



山根とみえ

Tel・Fax 550-4224



戸沢ひろゆき

Tel・Fax 558-9721

年金400万円以下の人も

# 自主計算・自主申告をしましょう！

今年も、頭の痛い税金の申告の季節がやってきました。そんな中、国は昨年の所得税の確定申告から、年金などが年400万円以下で、給与などの所得が年20万円以下の場合「申告する必要がない」ことにしました。「これで申告しなくてよくなったので助かった」と思っている人はいませんか？税金を計算する際に医療費がたくさんかかった場合や、国民健康保険税・介護保険料など支払った額を収入から差し引くことができるさまざまな控除の制度があります。こうしたことをきちんと計算し、申告をすることで払いすぎた税金が戻ってくる場合があります。税金の仕組みを皆で勉強し、自分で計算をして申告をしましょう。

## 税の申告で、こんな控除があることをご存知ですか？

### 要介護認定を受けている方

⇒障がい者控除の対象になります

65歳以上で要介護認定を受けている方は（障害者手帳などの交付を受けていない方）、介護度によって障がい者控除又は、特別障がい者控除（※）の対象になります。家族に要介護認定を受けている方がいましたら、市役所の高齢者支援課で申請用紙を貰って申請してください。（申告書に申請書を添付）

※ 控除される金額

障がい者控除 27万円、特別障がい者控除40万円、申告書の障がい者控除の欄に記入してください。

### 政党などに寄附した場合

⇒寄付金控除が受けられます

政党などに2000円以上寄附をした場合、寄付金控除が受けられます。寄附した金額が証明できるもの（領収書など）を添付して下さい。計算方法は寄付金の金額によって2種類あります。（※）

※ 寄付金控除を受ける場合、確定申告書用紙の寄付金控除（19の欄）、政党等寄付金等特別控除（25～28の欄）のどちらか有利な方を選択して記入してください。詳しい計算方法については税務署又は市役所の課税課に問い合わせてください。



所得税の確定申告書A



### 他にもこんな控除があります

- 国保税・介護保険料などの支払いがある場合  
⇒その年に支払った金額の合計を社会保険料控除欄に記入
- 生命保険料、地震保険料、個人年金保険料の支払いがある場合⇒生命保険料控除欄に記入
- 医療費の支払いが10万円または所得の5%を超えた場合⇒超えた金額を医療費控除欄に記入
- 住宅ローンなど所得税額の特別控除がある場合
- 災害（東日本大震災など）盗難などにより損害がある場合

その他さまざまな控除が受けられることがありますので、申告する際にわからないことは、税金説明会などに参加するなどして、皆で申告するようにしましょう。

### 法律相談

2月28日(木) 13時30分～15時

予約が必要です。市議団までご連絡ください。